

1 9 歳以上 2 3 歳未満の被扶養者認定にかかる収入基準の見直しについて

令和7年度の税制改正を踏まえて被扶養者認定の収入基準額が改正になります。

《変更点》

令和7年 10 月 1 日以降は、収入基準額が 130 万円の方について、認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合には、150 万円とします。ただし、組合員の配偶者は除きます。

【被扶養者となれる収入限度額及び収入の種類】

被扶養者の区分及び収入種類	年 額	月 額	日 額
公的年金受給なし（障害年金等） かつ 配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満 ・給与等の収入 (事業所得等・老齢・遺族の年金含む)	<u>1 5 0 万円未満</u>	<u>125,000 円未満</u>	<u>4,167 円未満</u>
公的年金受給なし（障害年金等） かつ 上記以外の 60 歳未満 ・給与等の収入 (事業所得等・老齢・遺族の年金含む)	130万円未満	108,334 円未満	3,612 円未満
障害年金を受給又は 60 歳以上 ・給与等の収入 (事業所得等・老齢・遺族の年金含む)	180万円未満	150,000 円未満	5,000 円未満

※詳細については、共済事務担当者又は共済組合資格係へお問い合わせください。

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について

Q 1 なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたもの。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

Q 2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されたい。

Q 3 局長通知中「当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとする」とあるが、具体的にはどのような取扱いとなるのか。

A 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除く。以下同じ。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合（以下「19 歳以上 23 歳未満である認定対象者」という。）にあっては 150 万円未満として取り扱うこととしているが、その他の取扱いについては、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）に基づき、以下のとおりとなる。

1 19 歳以上 23 歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

（1）19 歳以上 23 歳未満である認定対象者の年間収入が 150 万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

（2）前記（1）の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が 150 万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者

がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしている」と認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後（適用日後）の被扶養者の認定について行うものとする。

5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

Q4 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

- ・ N－1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N＋3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N＋4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要

件は 130 万円未満。



Q 5 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

Q 6 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり。

Q 7 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はあるのか。

A 被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はない。

具体的には、「「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点」（平成 30 年 8 月 29 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）の別紙 Q19 を参照のこと。

（参考）「「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点」（平成 30 年 8 月 29 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）（抄）

Q19 本通知に基づき被扶養者として認定した者について、認定後における被扶養者に係る確認の頻度如何。

A. 認定後、少なくとも年 1 回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、過去の送金履歴等を確認し、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましい。

なお、確認したところ被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合、

① 認定時には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないこととなった場合には、当該要件を満たさなくなった時点（その時点を確認できない場合は例えば「検認日」とするなど、保険者において事前に定めた日）以降で、被扶養者を削除する届出を提出させること。

- ② 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなる。

Q 8 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前に遡って認定する場合の 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は 130 万円未満ということでよいか。

A お見込みのとおり。

Q 9 今般の取扱いを受けて 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の年間収入が 150 万円を一時的に超えた場合でも、「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」（令和 5 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 7 号厚生労働省保険局保険課長通知）等に基づく事業主証明により認定継続ができるということによいか。

A お見込みのとおり。